

オンラインによる解約申請に対応する普通約款変更の新旧比較表 (適用日 令和4年12月26日)

1 新お住まいの家財・賠償責任保険普通保険約款 [ペットネーム：住まいるパートナー]

約款	現行	改定内容
第19条 (保険契約者による保険契約の解約)	保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を将来に向かって解約することができます。	保険契約者は、 <u>郵送または電磁的方法により</u> 、当会社 <u>の定める様式</u> による通知をもって、この保険契約を将来に向かって解約することができます。

2 新お住まいの家財・賠償責任保険Ⅱ普通保険約款 [ペットネーム：シンプル賃貸入居者保険]

約款	現行	改定内容
第19条 (保険契約者による保険契約の解約)	保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を将来に向かって解約することができます。	保険契約者は、 <u>郵送または電磁的方法により</u> 、当会社 <u>の定める様式</u> による通知をもって、この保険契約を将来に向かって解約することができます。

3 テナント保険普通保険約款 [ペットネーム：ビジネスパートナー]

約款	現行	改定内容
第19条 (保険契約者による保険契約の解約)	保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を将来に向かって解約することができます。	保険契約者は、 <u>郵送または電磁的方法により</u> 、当会社 <u>の定める様式</u> による通知をもって、この保険契約を将来に向かって解約することができます。

4-1 お住まいの家財保険普通約款〔ペットネーム：住まいるキーパー〕

約款	現行	改定内容
第13条（契約者による保険契約の解約）	<p>1 契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。</p> <p>2 第1項の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。</p>	<p>1 契約者は、<u>郵送または電磁的方法により</u>、当社<u>の定める様式</u>による通知をもって、この保険契約を解約することができます。</p> <p>2 第1項の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。</p>

4-2 お住まいの賠償責任保険普通約款〔ペットネーム：住まいるキーパー〕

約款	現行	改定内容
第12条（契約者による保険契約の解約）	<p>1 契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。</p> <p>2 第1項の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。</p>	<p>1 契約者は、<u>郵送または電磁的方法により</u>、当社<u>の定める様式</u>による通知をもって、この保険契約を解約することができます。</p> <p>2 第1項の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。</p>

5-1 借家人総合保障保険約款〔ペットネーム：入居者総合保障プラン〕

約款	現行	改定内容	
<p>(保険金および返戻金の請求について) 第 15 条</p>	<p>弊社が契約者または被保険者からの事故の通知を受取り、被保険者が弊社に対して下記の書類を提出することによって保険金の請求とします。</p> <p>(1) 保険証券 (2) 事故（盗難）報告書 (3) 被害品明細書 (4) 保険金請求書 (5) 調査の同意書 (6) 被保険者の印鑑証明書 (7) その他、必要に応じての添付書類</p> <p>2 契約者が弊社に対して下記の書類を提出することによって返戻金の請求とします。尚、解約返戻金については、未経過月数ごとの解約返戻金額表を保険証券に記載しています。</p> <p>(1) 保険証券 (2) 解約・取消申請書 (3) その他、必要に応じての添付書類</p>	<p>弊社が契約者または被保険者からの事故の通知を受取り、被保険者が弊社に対して下記の書類<u>のうち弊社が求めるもの</u>を提出することによって保険金の請求とします。</p> <p>(1) 保険証券 (2) 事故（盗難）報告書 (3) 被害品明細書 (4) 保険金請求書 (5) 調査の同意書 (6) 被保険者の印鑑証明書 (7) その他、必要に応じての添付書類</p> <p>2 契約者は、<u>郵送または電磁的方法により、弊社の定める様式による通知をもって、この保険契約を解約することができます</u>。尚、解約返戻金については、未経過月数ごとの解約返戻金額表を保険証券に記載しています。</p>	<p>1 項については、実務的な運用に沿う内容に改めました。</p>

5-2 借家人総合賠償責任保険約款 [ペットネーム：入居者総合保障プラン]

約款	現行	改定内容	備考
<p>(保険金および返戻金の請求について) 第13条</p>	<p>弊社が契約者または被保険者からの事故の通知を受取り、被保険者が弊社に対して下記の書類を提出することによって保険金の請求とします。</p> <p>(1) 保険証券 (2) 事故(盗難)報告書 (3) 被害品明細書 (4) 保険金請求書 (5) 調査の同意書 (6) 被保険者の印鑑証明書 (7) その他、必要に応じての添付書類</p> <p>2 契約者が弊社に対して下記の書類を提出することによって返戻金の請求とします。尚、解約返戻金については、未経過月数ごとの解約返戻金額表を保険証券に記載しています。</p> <p>(1) 保険証券 (2) 解約・取消申請書 (3) その他、必要に応じての添付書類</p>	<p>弊社が契約者または被保険者からの事故の通知を受取り、被保険者が弊社に対して下記の書類のうち弊社が<u>求めるもの</u>を提出することによって保険金の請求とします。</p> <p>(1) 保険証券 (2) 事故(盗難)報告書 (3) 被害品明細書 (4) 保険金請求書 (5) 調査の同意書 (6) 被保険者の印鑑証明書 (7) その他、必要に応じての添付書類</p> <p>2 契約者は、<u>郵送または電磁的方法により、弊社の定める様式による通知をもって、この保険契約を解約することができます</u>。尚、解約返戻金については、未経過月数ごとの解約返戻金額表を保険証券に記載しています。</p>	<p>1項については、実務的な運用に沿う内容に改めました。</p>